様式1ア

令和８年度　随意契約一覧（工事及び工事系委託）　４月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件　　名	契約金額	契約相手先	担当課
1	令和８年度大山駅の駅前広場整備等に向けた調査検討業務委託	17,974,000円	東日本総合計画㈱　東京支店	鉄道立体化推進課
2	都市計画道路補助第２４９号線整備に伴う設計委託（その２）	78,210,000円	国際航業㈱　東京支店	工事設計課

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	1

契約番号	板契第5081100009号
工事件名	令和８年度大山駅の駅前広場整備等に向けた調査検討業務委託
工事場所	東武東上線（大山駅付近）沿線地域
工事概要	測量業務　１．０式 調査検討業務　１．０式 設計業務　１．０式
業種	測量業務
契約確定日	令和8年4月1日
工期	令和8年4月1日　から　令和9年3月31日まで
契約金額	17,974,000円
請負者	東日本総合計画㈱　東京支店
請負者所在地	東京都墨田区業平三丁目１４番４号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	鉄道立体化推進課
業者選定理由	区では、東京都が事業主体となり、東武鉄道株式会社と進めている東武東上線（大山駅付近）連続立体交差事業にあわせて、駅前広場及び一部の側道整備を予定しており、上記事業については令和３年１２月に認可を取得し、作業を進めている。 本契約は、事業化後、必要となる調査・設計及び測量作業等を行うことが目的であり、連続立体交差事業と一体的に作業や成果の調整を図りながら進めていくことが不可欠であると同時に、これまでの検討結果や作業手順などを把握した上で、業務を円滑に進めることが必要となる。 また、上記業務の実施にあたっては、鉄道の連続立体交差事業の計画設計等の業務など、通常の業務以外に、鉄道に関する専門的な知見や業務に精通している必要がある。加えて、本事業は連続立体交差事業の事業区域に隣接していることから、業務の実施にあたっては隣接する鉄道敷地内への立ち入りが必要となるため、東武鉄道株式会社が認めた作業指揮者・列車見張員の資格を有している必要もある。 当該事業者は、上記知見や資格を有している唯一の事業者であり、平成２８年度から連続立体交差事業等に係る業務を適正に履行してきた。令和7年度も、当該事業者が、事業の推進に向けた関係権利者に対する用地測量等の実施や、過年度の検討成果を踏まえた設計業務、過年度から継続して行っている地元で組織する「大山駅周辺のまちづくりを考える会」の運営支援を行っている。令和8年度も、鉄道敷地内に立ち入っての測量・調査やその成果を利用しての設計、過年度から継続している地元まちづくりの会等の運営支援等を進めるため、引き続き当該事業者が業務の継続をすることで、円滑な事業進捗が図られる。 以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	2

契約番号	板契第5081000002号
工事件名	都市計画道路補助第２４９号線整備に伴う設計委託（その２）
工事場所	板橋区四葉一丁目3番～徳丸四丁目36番地先
工事概要	本委託は、令和7年度に発注した「都市計画道路補助第249号線整備に伴う設計委託（その1）」の橋梁予備設計及び擁壁予備設計の成果に基づいた、詳細設計を実施するものである。 そして、早期に国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所及び警視庁との設計協議を締結させ、令和9年度から令和11年度に実施予定の工事に必要となる発注図書の作成、各年度の工事費の算出等を行うことを目的としたものである。
業種	土木設計
契約確定日	令和8年4月1日
工期	令和8年4月1日　から　令和9年3月31日まで
契約金額	78,210,000円
請負者	国際航業㈱　東京支店
請負者所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号　（競争入札に付することが不利である）
担当課	工事設計課
業者選定理由	本案件は、過年度より実施している都市計画道路補助第249号線及び当該都市計画道路が接続する国道17号（新大宮バイパス）の設計等委託である。 国道17号（新大宮バイパス）の工事に関しては令和9年度から板橋区が国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所に委託して工事着手を予定しており、令和9年4月1日付けで国道事務所と年度協定書を締結する予定である。 年度協定書を締結するためには、工事金額を令和8年度の早期に確定させた上で国道事務所と協議し、協定内容を固める必要があり、そのためには令和8年度当初契約後、速やかに設計業務に取り組なければならない。 選定事業者は、令和7年度の契約業者であり、本案件に係る地形条件・設計条件等の複雑な与条件を把握しており、関係機関との協議にも同席していることから、協議要点や課題の意図を熟知している。また、業務経験も豊富なことから、様々な問題に対してあらゆる解決策を提案できる知見や技術力を有しているため、関係機関及び関係権利者からの課題や要求に対し迅速に対応している。 これらの点から選定事業者は、競争入札により新規事業者が受託した際に必要となる過年度の膨大な資料の読み込みや適切な課題把握等の準備期間を設けずに、契約後速やかに業務に取り組める唯一の業者である。 以上のことから、競争入札に付することが不利である（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）ため、本件選定事業者と随意契約の締結を依頼する。

様式1ア

令和８年度　随意契約一覧（工事及び工事系委託）　５月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件　　名	契 約 金 額	契　約　相　手　先	担 当 課
1	区立板橋第六小学校改築事業発注者支援業務委託	9,680,000円	明豊ファシリティワークス㈱	施設経営課

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	1

契約番号	板契第5081000012号
委託件名	区立板橋第六小学校改築事業発注者支援業務委託
委託場所	板橋区大山町１３番１号
委託概要	本業務は、実施設計段階で設計内容の妥当性等を検証するとともに施工者へのサウンディング調査を実施して入札不調リスクを低減し、工事発注に係る発注者（区）の意思決定支援する。
業種	建築設計
契約確定日	令和8年5月26日
工期	令和8年5月27日から令和9年3月15日まで
契約金額	9,680,000円
受託者	明豊ファシリティワークス㈱
受託者所在地	東京都千代田区平河町二丁目７番９号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本件は、令和8年3月27日に実施したプロポーザル方式に基づく契約である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、当該契約に係る提案採用者である上記事業者の選定を依頼する。

様式1ア

令和８年度　随意契約一覧（工事及び工事系委託）　６月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件　　名	契約金額	契約相手先	担当課
1	板橋駅西口駅前広場実施設計等業務委託	111,023,000円	㈱ネイ＆パートナーズジャパン	地区整備課
2	区立桜川地域センター排煙窓補修工事（緊急工事）	3,619,770円	重設工業㈱	施設経営課
3	区立植村記念加賀スポーツセンター排煙窓補修工事（緊急工事）	29,700,000円	残間建設㈱	施設経営課
4	区立赤塚小学校長寿命化改修に伴う体育館系統リース冷暖房機取外し再取付工事	13,310,000円	あきら㈱　東京支店	施設経営課
5	板橋公園再整備工事（建築）	619,130,800円	板橋パークマネジメントグループ	みどりと公園課
6	区立板橋第八小学校長寿命化改修工事監理業務委託	66,396,000円	㈱多田建築研究所	施設経営課
7	区立志村第四小学校長寿命化改修工事監理業務委託	57,200,000円	㈱阿波設計事務所　東京支社	施設経営課

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	1

契約番号	板契第5081000013号
委託件名	板橋駅西口駅前広場実施設計等業務委託
委託場所	区指定場所
委託概要	板橋駅西口駅前広場（以下「駅前広場」という。）は、整備から約50年が経過し、各施設が老朽化しており、交通処理や歩行者の安全性、利便性などの交通結節機能の課題や、にぎわい・憩い・交流といった広場機能の不足といった課題がある。 これらの課題の解決や、板橋口地区と西口地区の２つの市街地再開発事業と連携した、区の玄関口にふさわしい一体的な駅前空間の整備に向けて、区は令和８年４月に「板橋駅西口駅前広場再整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定した。 本委託は、整備計画及び過年度成果に基づき、令和９年度着手予定の駅前広場整備工事（以下「整備工事」という。）の発注に向けて、市街地再開発事業との協議調整及び実施設計を行うものである。
業種	建築設計
契約確定日	令和8年6月1日
工期	令和8年6月2日から令和9年3月31日まで
契約金額	111,023,000円
受託者	㈱ネイ＆パートナーズジャパン
受託者所在地	山梨県富士吉田市上吉田二丁目１０番１７号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	地区整備課
業者選定理由	本件は、令和８年３月19 日に実施したプロポーザル方式に基づく契約である。 以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、当該契約に係る提案採用者である上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	2

契約番号	板契第5080800031号
工事件名	区立桜川地域センター排煙窓補修工事（緊急工事）
工事場所	板橋区東新町二丁目４５番６号
工事概要	・排煙窓補修工事（２箇所）
業種	建築工事
契約確定日	令和8年6月2日
工期	令和8年6月2日から令和8年10月2日 まで
契約金額	3,619,770円
請負者	重設工業㈱
請負者所在地	板橋区成増2-4-13
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	令和８年４月２７日に１階エントランス及び２階ホールの排煙窓の開閉不良が判明した。火災発生時に必要な設備で、このままでは利用者の安全を確保できず、施設の運営にも著しく支障をきたすため、早急に工事を行う必要がある。 上記事業者は今年度の消防設備点検委託業者であり、現場の状況を熟知しているため。また、直ちに対応が可能かという問い合わせに対し、対応が可能と回答があった上記業者に選定する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	3

契約番号	板契第5080800032号
工事件名	区立植村記念加賀スポーツセンター排煙窓補修工事（緊急工事）
工事場所	板橋区加賀一丁目１０番５号
工事概要	・排煙窓補修工事（１２個所）
業種	建築工事
契約確定日	令和8年6月8日
工期	令和8年6月8日から令和9年2月26日 まで
契約金額	29,700,000円
請負者	残間建設㈱
請負者所在地	板橋区板橋四丁目２１番１号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	令和８年４月２０日の定期点検において、アリーナ上部の排煙窓の開閉不良が判明した。また、不良箇所と同時期に設置された排煙窓も同様の不具合が発生する可能性がある。このままでは、火災発生時に煙を適切に排出できず、利用者の安全確保に重大な支障を及ぼすおそれがあり、施設運営の継続に影響が生じる。以上の理由より、早急に工事を実施する。 上記事業者は、本施設の建築工事の実績を有しており、施設構造等を熟知しているため、迅速な施工が見込める。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	4

契約番号	板契第5080900051号
工事件名	区立赤塚小学校長寿命化改修に伴う体育館系統リース冷暖房機取外し再取付工事
工事場所	板橋区赤塚三丁目１番２２号
工事概要	体育館リース冷暖房機取外し再取付工事　一式（リース冷暖房機３台）
業種	空調工事
契約確定日	令和8年6月16日
工期	令和8年6月17日から令和9年2月19日まで
契約金額	13,310,000円
請負者	あきら㈱　東京支店
請負者所在地	東京都中央区東日本橋三丁目４番１４号　オザワビル４階
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本工事は区立赤塚小学校長寿命化改修工事に伴い、体育館に設置されているリース空調機の取外し・取り付けを行うものである。 当該機器の賃貸借契約にはリース期間中の保守も含まれており、リース機器の移設工事を現行の保守事業者以外が実施した場合、その後の危機の不具合についての故障原因の責任分界が不明瞭となり、リース会社で責任を負えず保守履行もできない旨の主張があった。 以上の理由により、リース空調機の移設等については当該機器の保全及び期間中の保守履行の観点から、現行の保守事業者のみ対応可能であるため、地方自治法施行令第167 条の２第１項第2号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	5

契約番号	板契第5080800030号
工事件名	板橋公園再整備工事（建築）
工事場所	板橋区大山西町19、21番地内
工事概要	板橋公園の再整備における新設工事（建築）を行う。
業種	建築工事
契約確定日	令和8年6月22日
工期	令和8年6月23日から令和9年3月31日 まで
契約金額	619,130,800円
請負者	板橋パークマネジメントグループ
請負者所在地	東京都港区南麻布三丁目２０番１号　Daiwa麻布テラス4階
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	みどりと公園課
業者選定理由	上記請負者は、板橋公園再整備・管理運営事業を実施するにあたり、公募により選定され、区と事業の実施に関する事項を定めた「板橋公園整備・管理運営事業における公募設置等に係る全体協定書」を締結している。協定書では、公園施設の造成を上記請負者が行うと定めていることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、随意契約での契約締結請求を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	6

契約番号	板契第5081000015号
工事件名	区立板橋第八小学校長寿命化改修工事監理業務委託
工事場所	板橋区双葉町４２番１号
工事概要	工事に係る建築・電気・機械・昇降機・その他付随工事一式の工事監理等業務委託。
業種	建築設計
契約確定日	令和8年6月22日
工期	令和8年6月23日から令和11年2月28日 まで
契約金額	66,396,000円
請負者	㈱多田建築研究所
請負者所在地	東京都杉並区荻窪５－３０－１２グローリアビル３階
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 （競争入札に付することが不利である）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本件業務の対象である区立板橋第八小学校長寿命化改修工事（以下「当該工事」という。）は、上記業者が『区立板橋第八小学校長寿命化改修等基本設計・実施設計委託』を受託し、設計を行った。 当該工事の品質確保及び円滑な進捗にあたっては、設計意図伝達の正確性を求められると共に、設計段階からの協議、調整事項の内容を反映させる必要がある。 以上の内容を満たす者は上記業者しか存在しないため、地方自治法施行令第167 条の2第１項第6号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	7

契約番号	板契第5081000016号
工事件名	区立志村第四小学校長寿命化改修工事監理業務委託
工事場所	板橋区小豆沢四丁目１３番１号
工事概要	工事に係る建築・電気・機械その他付随工事一式の工事監理等業務委託。
業種	建築設計
契約確定日	令和8年6月22日
工期	令和8年6月23日から令和10年10月31日 まで
契約金額	57,200,000円
請負者	㈱阿波設計事務所　東京支社
請負者所在地	東京都江東区亀戸１－８－７
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 （競争入札に付することが不利である）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本件業務の対象である区立志村第四小学校長寿命化改修工事（以下「当該工事」という。）は、上記業者が「区立志村第四小学校長寿命化改修等基本設計・実施設計委託」を受託し、設計を行った。 当該工事の品質確保及び円滑な進捗にあたっては、設計意図伝達の正確性を求められると共に、設計段階からの協議、調整事項の内容を反映させる必要がある。 以上の内容を満たす者は上記業者しか存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、上記事業者の選定を依頼する。

様式1ア

令和８年度　随意契約一覧（工事及び工事系委託）　７月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件　　名	契約金額	契約相手先	担当課
1	板橋区常盤台区民事務所汚水管改修工事（緊急工事）	8,494,200円	桶川工業㈱	施設経営課
2	板橋区常盤台集会所昇降機設備改修工事	38,024,800円	東芝エレベータ㈱　東京支社	施設経営課
3	板橋区旧保健所跡地複合施設新築基本設計及び実施設計業務委託	414,700,000円	㈱松田平田設計	施設経営課
4	史跡陸軍板橋火薬製造所跡建造物整備基本設計業務委託	34,430,000円	㈱文化財保存計画協会	施設経営課
5	区立紅梅小学校屋内運動場壁合板張り替え工事（緊急工事）	4,488,000円	中尾建設工業㈱	施設経営課

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	1

契約番号	板契第5080900065号
工事件名	板橋区常盤台区民事務所汚水管改修工事（緊急工事）
工事場所	板橋区常盤台三丁目２７番１号
工事概要	給排水設備工事　一式 ・１階常盤台区民事務所トイレ　汚水管改修工事 ・２階集会所（和室）トイレ　汚水管改修工事 ※週休２日促進工事対象
業種	給排水衛生工事
契約確定日	令和8年7月21日
工期	令和8年7月21日から令和8年10月16日 まで
契約金額	8,494,200円
請負者	桶川工業㈱
請負者所在地	板橋区大谷口上町８５番１号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	令和８年６月１０日に２階集会室（和室）のトイレ排水管より漏水が発生した。１０日及び１１日に応急対応と原因を調査したところ、排水管内のつまりによる漏水であった。本建物の排水管は、建設当時の配管で古いため、高圧洗浄すると配管が破損し漏水が拡大する可能性がある。また、１階区民事務所のトイレも同様の状態である。運営に支障が出ているため緊急に改修工事を行う必要がある。 上記業者は本施設の保守点検業者であり、応急対応を行った事業者である。また、緊急に資材調達等ができ、対応可能な事業者は、上記業者のみであるため。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	2

契約番号	板契第5080900058号
工事件名	板橋区常盤台集会所昇降機設備改修工事
工事場所	板橋区常盤台一丁目２１番２０号
工事概要	・乗用兼車いす用　９人　６００ｋｇ　４５ｍ／ｍｉｎ　３停止 ・昇降機×１台（油圧式→マシンルームレス式の改修） ・乗場三方枠（幕板含む）、敷居を流用する。 ・アスベスト含有建材（レベル３）撤去工事含む。
業種	エレベーター
契約確定日	令和8年7月22日
工期	令和8年7月23日から 令和9年3月12日まで
契約金額	38,024,800円
請負者	東芝エレベータ㈱　東京支社
請負者所在地	東京都品川区大井１-２８－１
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本施設の昇降機設備は、東芝エレベータ株式会社により製造及び設置をされたものであり、本改修工事は、既存昇降機設備の三方枠や敷居等の主要部分の再利用をしたうえで、各種装置の更新を行うものである。 昇降機設備はメーカー各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかごの位置及び速度の検出方法が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があり、製造・設置業者である上記業者以外は実施不可能である。 責任所在の明確化及び安全性の担保の観点からも、設備状況を熟知している上記業者が実施することが妥当である。 以上の理由により、上記業者を本契約事業者に選定する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	3

契約番号	板契第5081000023号
工事件名	板橋区旧保健所跡地複合施設新築基本設計及び実施設計業務委託
工事場所	板橋区板橋二丁目61番7号
工事概要	以下の新築工事設計を行う。 板橋区旧保健所跡地複合施設 延べ面積　約7,450㎡ 業務施設第2類　約5,000㎡ 文化・交流・公益施設第2類　約2,450㎡
業種	建築設計
契約確定日	令和8年7月22日
工期	令和8年7月23日から令和10年6月30日まで
契約金額	414,700,000円
請負者	㈱松田平田設計
請負者所在地	東京都港区元赤坂一丁目5番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	令和7年２月25日から４月28日にかけて実施した「板橋区旧保健所跡地複合施設 整備構想及び整備計画策定支援並びに基本設計及び実施設計業務委託」プロポーザル方式により、他自治体における類似業務受託の実績、専門性、技術力等を総合的に勘案した結果、本業務の委託先を上記事業者に決定した。 また、本年度の業務履行評価を実施した結果、適切に業務が履行されていることを確認した。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、当該契約に係る提案採用者である上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	4

契約番号	板契第5081000022号
工事件名	史跡陸軍板橋火薬製造所跡建造物整備基本設計業務委託
工事場所	板橋区加賀一丁目７番・８番
工事概要	・基本設計条件の整理確認 ・建造物補修工法の検討 ・建造物復原の検討 ・既往測量点群データの図化 ・非構造部材の安全性の検討 ・各種設備の検討（保存対象物の分類含む） ・委員会補助業務　一式
業種	建築設計
契約確定日	令和8年7月27日
工期	令和8年7月28日から令和9年3月19日 まで
契約金額	34,430,000円
請負者	㈱文化財保存計画協会
請負者所在地	東京都千代田区神田小川町三丁目２６番地８
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本件委託業務は、史跡陸軍板橋火薬製造所跡に残る歴史的建造物および遺構の保存活用のために、建造物の整備基本設計を実施するものであり、極めて高度な文化財整備の技術を必要とする業務である。 当該史跡内の遺構・建造物整備については、平成30年度国庫補助金に関する文化庁協議の際、重要文化財と同等の取り扱いをするよう求められた。 史跡の構成する遺構・建造物などの文化財建造物の整備事業においては、文化庁は提案書の作成に技術指導を行うことができる団体の承認を行っており、８団体が承認を得ている。このうち6団体は地理的に受託が困難とみられる関西以西の団体であり、2団体が東京都内に事務所を置く。この都内の2団体に本件委託の受託の可否を確認したところ、1団体からは国指定重要文化財・国宝以外は受託できない旨の回答を得、上記事業者からは受託可能であるとの回答を得た。 また上記事業者は、これまでも国内で数多くの史跡整備業務の実績を有するとともに当該史跡の遺構・建造物に関する調査を行った実績があり、当地の歴史的背景や遺構・建造物の構造、史跡指定地内の現況を十分把握していることから本件業務を受託できる唯一の事業者である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約での契約締結請求をするにあたり、上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	5

契約番号	板契第5080800039号
工事件名	区立紅梅小学校屋内運動場壁合板張り替え工事（緊急工事）
工事場所	板橋区徳丸八丁目１０番１号
工事概要	・壁合板撤去新設　約５４㎡　（防蟻処理は別途工事） ・ウレタン樹脂ワニス塗り　約５４㎡ ※週休２日促進工事対象である。
業種	建築工事
契約確定日	令和8年7月28日
工期	令和8年7月28日から令和8年9月15日 まで
契約金額	4,488,000円
請負者	中尾建設工業㈱
請負者所在地	板橋区徳丸四丁目１１番２号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	令和８年６月１０日に学校から連絡を受け、同日に現場調査を行ったところ、屋内運動場のステージ側壁面よりキクイムシが侵入し、周辺に木くずと排泄物の混合物とみられる粉が落下していることが確認された。 以上の状況から、児童の安全および衛生環境の確保のため緊急工事を依頼する。 上記業者は、令和３年度に長寿命化改修工事を履行しており、現状を詳細に把握し迅速かつ安全に十分に配慮した施工が可能である。また複数社に確認したところ、衛生面の確保のため早急に対応できるのは上記業者のみだった。

様式1ア

令和８年度　随意契約一覧（工事及び工事系委託）　８月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件　　名	契約金額	契約相手先	担当課
1	区立志村第三中学校給食室冷暖房機取替工事（緊急工事）	20,710,800円	㈱武蔵野冷暖サービス	施設経営課
2	区立赤塚第三中学校サッシ改修工事（緊急工事）	30,305,000円	山生建設㈱	施設経営課

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	1

契約番号	板契第5080900066号
工事件名	区立志村第三中学校給食室冷暖房機取替工事（緊急工事）
工事場所	板橋区坂下二丁目２１番１号
工事概要	空気調和設備工事　一式 ・志村第三中学校　ＧＨＰの取替工事 ＧＨＰマルチ型　設置：室外機１台　（冷：７１．０ｋＷ） 室内機４台　（冷：１４．０ｋＷ） 室内機２台　（冷：　８．０ｋＷ） ※週休２日促進工事対象
業種	空調工事
契約確定日	令和8年8月4日
工期	令和8年8月4日から令和9年1月29日 まで
契約金額	20,710,800円
請負者	㈱武蔵野冷暖サービス
請負者所在地	板橋区徳丸３丁目３８番地１８号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	令和８年７月２４日に学校から空調機故障の連絡を受け、同日に現場調査を行ったところ、部品取替等の部分的な修繕では復旧が困難であり、機器本体の取替が必要なことが判明した。夏季の高温となる給食室において、室温管理ができない状況は、給食調理員の熱中症等の事故が想定され、給食運営に支障をきたすため、取替工事が必要である。 上記事業者は、当学校施設の給食室換気設備保守点検業者であり、現地の状況を熟知している。併せて、過去に当学校施設での施工実績もあり、同種の内容の契約を良好に履行して、緊急対応可能であったため、上記事業者を選定する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	2

契約番号	板契第5080800049号
工事件名	区立赤塚第三中学校サッシ改修工事（緊急工事）
工事場所	板橋区赤塚七丁目２７番１５号
工事概要	サッシ改修工事（校舎棟、屋内運動場、付属棟、渡り廊下） ・金属製建具、ガラス、金物改修工事 ・残材運搬処分１式
業種	建築工事
契約確定日	令和8年8月21日
工期	令和8年8月21日から令和9年1月29日 まで
契約金額	30,305,000円
請負者	山生建設㈱
請負者所在地	板橋区大谷口一丁目１６番５号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	今年度契約の「区立赤塚第三中学校外壁改修その他工事」の履行に伴い、校舎の窓の点検を実施したところ、排煙窓が開閉できないことが判明した。排煙窓が正常に機能しない状態では、火災その他の緊急時に適切な排煙が行えず、生徒の安全な避難に支障を来すおそれがあるため、速やかに改修を行う必要がある。また、合わせてサッシ不具合箇所も生徒の安全確保と防犯のため、改修を行う。 上記事業者は「区立赤塚第三中学校外壁改修その他工事」を施工中であり、現在設置している足場を活用できることから速やかに着手することができ、学校施設における施工実績を有し、緊急対応も可能であることから、選定する。

様式1ア

令和８年度　随意契約一覧（工事及び工事系委託）　９月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件　　名	契　約　金　額	契　約　相　手　先	担　当　課
1	板橋駅板橋口地区再開発事業に伴う擁壁工事	21,450,000円	東急建設㈱　首都圏建築支店	工事設計課
2	区立赤塚体育館再整備基本設計・実施設計業務委託	244,200,000円	㈱石本建築事務所　東京オフィス	施設経営課
3	板橋区ウェルネススペース桜川敷地内土留め及び外構改修工事（緊急工事）	14,630,000円	マサル建業㈱	施設経営課

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	1

契約番号	板契第5080700039号
工事件名	板橋駅板橋口地区再開発事業に伴う擁壁工事
工事場所	板橋区板橋一丁目１５番地内
工事概要	ひび割れ防止工（南側擁壁・目地材・注入目地材）Ｌ＝３．７ｍ 断面修復工（南側擁壁・無収縮セメントモルタル）Ａ＝３㎡ 表面被覆工（南側擁壁・ＣＣ－Ｂ仕様）Ａ＝１０㎡ 門扉設置工（南側擁壁・Ｈ１８００・Ｗ９５１・片開き・袖処理含む）１か所 メッシュフェンス工（南側擁壁・Ｈ１８００）Ｌ＝５．６ｍ 表面保護工（東側擁壁・補修部・防錆材入りポリマーセメント系）Ａ＝１㎡ 表面保護工（東側擁壁・一般部・防錆材入りポリマーセメント系）Ａ＝９３㎡ 仕上げ保護塗装工（東側擁壁・耐候性水性無機質系塗料）Ａ＝９４㎡
業種	土木工事
契約確定日	令和8年9月10日
工期	令和8年9月11日　から　令和9年2月26日　まで
契約金額	21,450,000円
請負者	東急建設㈱　首都圏建築支店
請負者所在地	東京都渋谷区渋谷１－１６－１４
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	工事設計課
業者選定理由	本業務は、「板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業」における再開発事業敷地の「南側（北区貫通通路付近）」及び「東側（鉄道に並行）」に存在する擁壁の工事を行うものである。 南側擁壁については、JR東日本埼京線の鉄道敷から連なる法面（地盤の傾斜面）を支えるための既存擁壁の一部撤去、補修及び擁壁の新設を行うものである。 東側擁壁については、再開発事業敷地内のJR東日本埼京線の鉄道敷と並行した既存擁壁に対し、中性化対策剤塗布及び補修を行うものである。 なお、南側擁壁は、３面の擁壁で構成されており、再開発事業敷地側については当再開発事業の施行者より委託を受けた東急建設株式会社が工事を行うため、再開発事業敷地外の部分のみ板橋区が工事を実施する。 擁壁工事にあたっては、再開発事業敷地内での同時施工となるため、擁壁工事と再開発工事間での綿密な調整が必要である。工事工程の調整のほか、工事エリアの重複、作業動線の交錯、重機の配置調整等が発生することから、複数の施工業者が介在した場合、事故発生時の責任の所在が不明確となり、安全管理体制に重大な支障をきたす。 また、一体構造である擁壁を複数業者で分割施工した場合、瑕疵発生時の原因究明や責任の所在が不明確となり、区民の安全確保及び適切な維持管理に支障をきたす。したがって、工事の安全管理、工程調整及び責任の明確化の観点から、再開発事業側新設部の受託事業者である東急建設株式会社による一体的な施工が必要不可欠である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	2

契約番号	板契第5081000027号
委託件名	区立赤塚体育館再整備基本設計・実施設計業務委託
委託場所	板橋区赤塚五丁目６番１号
委託概要	以下の改築並びに長寿命化改修、解体工事等工事設計を行う。 区立赤塚体育館 延べ面積　約8,000㎡　運動施設第一類
業種	建築設計
契約確定日	令和8年9月10日
工期	令和8年9月11日から令和10年7月31日まで
契約金額	244,200,000円
受託者	㈱石本建築事務所　東京オフィス
受託者所在地	東京都千代田区九段南四丁目６番１２号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	本件は、令和8年6月17日に実施したプロポーザル方式に基づく契約である。 以上の理由から、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約での契約締結請求をするにあたり、当該契約に係る提案採用者である上記事業者の選定を依頼する。

様式1イ

業者選定理由書

番　　号	3

契約番号	板契第5080800046号
工事件名	板橋区ウェルネススペース桜川敷地内土留め及び外構改修工事（緊急工事）
工事場所	板橋区東新町二丁目３６番５号
工事概要	（１）土留め工事 ・土留め撤去・新設　約16.5m ・上記土留め上目隠しルーバーフェンス新設H1400　約16.5m ・土留め撤去・PCパネル土留め新設 （２）外構工事 ・門扉改修　1か所 ・舗装改修　約117㎡（改修後アスファルト舗装：歩道用64㎡車道用53㎡） ・万年塀新設H400　約9.8m
業種	建築工事
契約確定日	令和8年9月2日
工期	令和8年9月2日から令和9年1月29日 まで
契約金額	14,630,000円
請負者	マサル建業㈱
請負者所在地	板橋区常盤台1-19-8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
担当課	施設経営課
業者選定理由	ウェルネススペース桜川について、隣地が更地になったことにより、土留め及び上部コンクリートブロック塀にクラックの発生及び、土留めの一部が隣地へ越境していることが判明した。また、土留め周囲の排水桝等に陥没が見られ、道路側の樹木植え込み土留めについても破損している状況である。このため、施設利用者、隣地の所有者、施設周辺道路の通行者などに対する安全性及び施設維持管理上の観点から、早急な改修工事が必要である。 現在、隣地が更地であることから工事可能な状況にあるが、隣地所有者から、今後同地に建物建築を予定しているため、工事に隣地の使用が可能な期間は本年１２月頃までとの回答を得ている。 建物の建築後となると施工条件が大きく制限され、工事の実施が困難となる可能性があることから、施工条件が整っている現時点での工事を実施する必要があるが、工期の都合上、入札を行ういとまがないため、業者選定にて契約を行う。 上記事業者は、同種の工事を行った実績があり、また、本施設の近隣業者であり早急な対応が見込める。